



須木庁舎だより 7月号

2020 NO. 141



表紙の花:花菖蒲(はなしょうぶ)

場所:岩下 武史さん宅(夏木)

編集発行／小林市須木庁舎地域振興課
〒886-0192 小林市須木中原1757番地 TEL. 0984-48-3130 FAX. 0984-48-2269
ホームページ PC <http://www.city.kobayashi.lg.jp>
携帯版 <http://www.city.kobayashi.lg.jp/i/>

ふるさとってどんなところ？ふるさとってこんなところ！

6月12日(金)、須木小学校の6年生4名と先生方が「ふるさとを知る」学習の時間に、須木庁舎を訪れました。
まず「ふるさとの歴史を知る」授業として、加藤元須木村長の案内で庁舎敷地内の史跡を見学したあと、須木の歴史について講話を受けました。



その後、「ふるさとの現状と課題」の授業では、須木庁舎地域振興課の片地主査が須木地区の特産品やこれからの取り組みについて話されました。どちらも興味深い内容で、小学生は一生懸命にメモをとっていました。

はかりの検査について

取引又は証明に使用するはかりは、計量法により2年に1回の検査が義務付けられています。
今年度は下記の日程で検査が行われますので、所有されている方は必ず受検してください。
(ただし、計量士による検査を受検されている場合は、免除されます。)

詳しくは須木庁舎地域振興課もしくは宮崎県計量検定所までお問い合わせください。
※検査には、はかりに応じた手数料が必要になります。

日程 7月8日(水)
時間 10時30分から12時30分
場所 ふるさとセンター1階エントランス
(問) 須木庁舎地域振興課
☎48-3130

狩猟免許取得の推進について

狩猟による野生鳥獣(シカ・イノシシ等)の個体数の調整や農作物への被害を防止する有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保を推進しております。

須木地区の農林業を守る担い手となってもらえないでしょうか。
ご興味のある方は地域整備課までご一報ください。
また、わな免許・第1種銃猟免許取得者の経費の一部を補助する制度もあります。

《お問い合わせ》
須木庁舎地域整備課
☎48-3131

須木区域の人口	R2. 6. 1日現在
人口	
男	716人
女	815人
計	1,531人
世帯数	857世帯

文リスガートン・スキヤロン
オードリー・ウアーニック
絵・オリヴィエ・タレック
訳木坂 涼
発行・光村教育図書
【お問合せ】須木分館
☎四八二九五四



『ながい5ふん
みじかい5ふん』

今年度の課題図書が届きました！児童書ですが、大人も楽しめる内容です。是非ご覧ください！



須木分館の旬な情報や
話題をお届けします。

高校生ボート合宿（3年生引退試合）小野湖で開催！

6月20日（土）、6月21日（日）の2日間、高校生のボート合宿が小野湖（綾南ダム）特設会場にて開催されました。今回の大会は、新型コロナウイルスの影響で、宮崎県高校総体が中止となり高鍋、妻両校の3年生最後の引退試合を兼ねたタイムトライアルレースが行われました。3年生の両校のプライドをかけた4人乗りでの引退レースは、ゴールまで勝敗の分からない勝負となり、小野湖に大歓声が響き渡りました。

今回の白熱した合宿の様子は、UMK及びMRTで、7月に放映される予定です。1年生の頃から小野湖で漕いでくれた3年生選手たちの益々の活躍を期待しています。



チュールボールリースを作りました！



5月29日（金）第1回すき学園学習会が、ふるさとセンター研修室で行われました。今回は待ち望んだ学習会の開催ということもあり、18名の参加者が一丸となり、球体の発泡スチロールにチュールレースをつけたり、花をつけたりするするアレンジリースに、童心に戻り夢中で取り組みました。ずっとコロナで沈んでいた気持ちも、ふわっと感のある作品に癒やされたのではないのでしょうか。

貯筋運動&脳トレ体操でリフレッシュ！



6月19日（金）健康学習の一環で貯筋運動が始まりました。コロナの影響で2回は中止となりましたが、スポーツ指導員の久保シズ子さんの指導の下、20名の参加者で健康体操に臨みました。姿勢づくり・パワーアップ・クールダウンをステップごとに進んでいきました。

毎月第3金曜日に学習会があるということを踏まえて、健康寿命の促進に意欲的でした。

すきむら河川プールの中止について

例年、7月下旬から8月下旬の期間に開設している「すきむら河川プール」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮し、今年度のプール開設を中止することにいたしました。

須木庁舎地域整備課 電話48-3131

すき納涼花火大会の中止について

例年開催されている「すき納涼花火大会」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮し、今年度の花火大会開催を中止することにいたしました。

須木庁舎地域振興課 電話48-3130



最近、不法投棄が多く見受けられます。

不法投棄を発見しましたら、すみやかに須木庁舎住民生活課までご一報ください。

須木庁舎住民生活課 電話48-3132

すきむらづくり協議会むらづくり交付金事業の募集について

地域づくり活動団体に対してむらづくり交付金を下記の手続きによって交付します。

- ①各団体が必要書類(事業計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)、申請団体の会則及び概要書等)を作成し、交付申請を行う。
- ②事業内容審査会にて申請内容の説明をして頂き、審査後、交付額の決定を行い、交付金が交付される。
- ③各団体の事業開始。
- ④各団体が事業報告書(様式第2号)及び収支決算書(様式第3号)等を整備し、実績報告を行う。

申請期間

令和2年6月29日(月)～7月10日(金)

※申請書等は事務局に準備してありますのでお気軽にお尋ねください。

交付決定

令和2年7月中旬予定

(交付対象となる事業)

- (1)地域の絆の強化に事業効果が得られる事業
- (2)地域の課題の解決に事業効果が得られる事業
- (3)地域の活性化及び協働のまちづくりの礎に事業効果が得られる事業

(交付対象とならない事業)

- (1)公益的な地域づくり活動を目的としない事業
- (2)宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- (3)特定の個人、団体又は構成員のみが利益を受ける事業
- (4)営利を目的とする事業
- (5)市から他の公的な制度による補助を受けている事業

(交付対象団体)

- (1)主な活動場所又は活動の運営拠点が須木地区内であること。
- (2)5人以上の会員で構成されている団体であること。
- (3)市民に開かれた団体であること。
- (4)団体の代表者及び運営の方法が会則等で定められていること。

(交付金の額)

- (1)交付金対象事業に必要な経費について予算の範囲内で上限35万円を交付する。

【交付金に関するお問い合わせ】：すきむらづくり協議会 48-3451